



令和7年度
久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金

申請の手引き

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

令和7年5月
久留米市 商工観光労働部 労政課

1 制度概要

従業員のワーク・ライフ・バランスの向上に意欲的に取り組む市内中小企業等を支援することで、魅力ある職場づくりの実現による市内企業の人材確保を図ります。

対象者 ※詳細は2ページをご確認ください。

次のすべての要件を満たす中小企業者等

- ① 市内に本社及び事業所を有すること。
- ② 事業の効率化や生産性向上等に現在取り組んでいる、または取り組もうとしていること。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団排除条例等に該当していないこと。
- ⑤ その他、本助成金の目的及び趣旨から市長が適当でないと認めるものでないこと。

対象事業

国が認定する『くるみん』・『えるぼし』・『ユースエール』のいずれかの認定を新たに受け、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業

助成金額

20万円（定額）

※1事業者あたり、1会計年度につき、新たに取得した1つの認定に限る。

申請期限等 ※詳細は3ページをご確認ください。

交付申請書等の必要な書類を、申請期限までに、久留米市商工観光労働部労政課まで、郵送、または窓口へ提出してください。

ご不明な点がございましたら、巻末のお問い合わせ先までお尋ねください。

2 助成対象

以下の（１）～（５）までのすべての要件を満たす事業者が対象となります。

（１）久留米市内に本社及び事業所を有している中小企業者等

中小企業等経営強化法第２条第１項に該当する「中小企業者」及び中小企業者と同規模の法人が対象となります。

業種分類	中小企業等経営強化法第２条第１項の定義	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他*	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業**	３億円以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	３億円以下
	旅館業	５千万円以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種。

** 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

※「中小企業者等」に該当する法人形態等

- 個人事業主
 - 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
 - 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等の組合及びその連合会
 - 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人
- ※外郭団体は除く

（２）事業の効率化や生産性向上等に現在取り組んでいる、または取り組もうとしていること

（３）市税の滞納がないこと

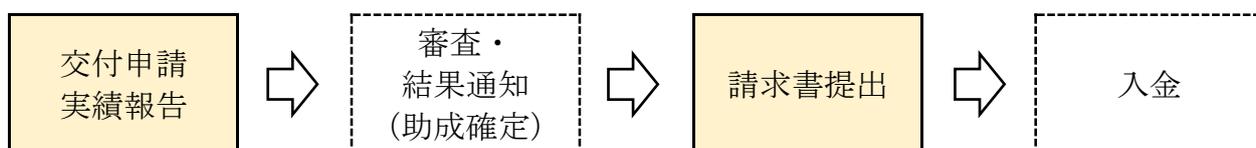
（４）次のいずれかに該当する者でないこと

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者。（法人の場合は、代表者及び役員等。）
- ウ その他、助成金の目的及び趣旨から市長が適当でないとする者。

（５）ワーク・ライフ・バランスを推進する事業者であって、令和 7 年度内に厚生労働省の「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」のいずれかの認定を、新たに取得したこと。（再認定及び更新は対象外。また以前認定を受けていたが失効し、再度認定された場合も対象外）

3 申請から交付までの流れ

【全体の流れ】  申請者が行う項目です。



申請に必要な書類については、「4. 提出書類」(4ページ)をご確認ください。

(1) 交付申請・実績報告

交付申請書等の必要な書類を、申請期限までに、久留米市商工観光労働部労政課宛に郵送、または労政課窓口へ直接提出してください。

市に到着した日順に受付・審査を行い、必要に応じて、事業内容等の聞き取り、追加資料の提出を求めることがあります。

《申請期限》

申請期限は、本助成金の支給要件を満たした日の翌日から起算して2か月を経過した日、または令和8年3月31日(月)のいずれか早い日までとなります【郵送の場合は当日消印有効】。

ただし、期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

《提出先》

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市 商工観光労働部 労政課 宛

※郵送で提出する場合は、差出人住所・氏名を封筒に記載し、簡易書留、レターパック等追跡できる方法で郵送してください。

※窓口へ直接提出する場合は、平日8時30分から17時15分までにお越しください。

(2) 審査・結果通知(助成確定)

申請受付後、市による審査を経て、受付後2～3週間を目途に、交付・確定通知または不交付決定通知を郵送します。

(3) 入金

請求書等支払いに必要な書類を提出後、不備がなければ2～3週間を目安に入金となります。

4 提出書類

提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。また、申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ

⇒「創業・産業・ビジネス」（紫色のバー）をクリック

⇒「雇用・労働（ジョブナビ）」をクリック

⇒「事業主向け支援」をクリック

⇒「令和7年度久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金の募集について」をクリック

⇒ 申請の手引き・申請書類の「久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金 申請書類」をクリック

交付申請・実績報告書類

No.	申請書類	備考	申請時 チェック欄
1	交付申請書	第1号様式	
2	実績報告書	第2号様式	
3	暴力団排除に関する誓約書	第3号様式	
4	役員等調書及び照会承諾書	第4号様式	
5	市税の滞納がないことを証明する書類	発行から3カ月以内のもの	
6	法人等の登記事項証明書の写し 個人事業主は確定申告書の写し		
7	事業の効率化や生産性向上等に取り組み、または取り組もうとしていることがわかる書類	例) ○事業の効率化や生産性向上等の取り組みに関する記載がある経営計画書、事業計画書等の写し ○国縣市等の事業の効率化や生産性向上等に関する補助金等の申請書及び交付決定等の写し ※該当するものがない場合は、別紙「事業の効率化や生産性向上等の取り組みについて」を作成し提出してください。	
8	この事業の対象となる認定を受けたことが分かる書類	認定通知の写しなど	

（留意事項）必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

5 申請にあたっての留意点・お問い合わせ先

- 助成金の振込先は、申請者名義の口座に限られます。
- 助成金の交付決定後、要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した場合、助成金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、市に助成金を返還していただきます。
- 申請者に対して、助成金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことがあります。
- 助成対象事業に係るすべての書類等の情報を助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければなりません。提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- 助成金の交付を受けた場合は、市が行うワーク・ライフ・バランスの推進に係る広報活動及び調査へのご協力をお願いします。

お問い合わせ先 (受付時間：平日8時30分から17時15分)

久留米市 商工観光労働部 労政課
電 話：0942-30-9046
FAX：0942-30-9707
メール：rousei@city.kurume.lg.jp